

厚生労働省
東京労働局発表
令和8年5月29日

担 当	東京労働局労働基準部安全課
	課長 三浦 玲
	主任安全専門官 佐々木 佐知子
	副主任安全専門官 野上 浩一
	電 話 03(3512)1615
	夜 間 直 通 03(3512)1541

全国安全週間を実施

～ゼロ災職場を目指し、局長パトロール・集中現場指導等の実施～

東京労働局（局長 増田 嗣郎）では、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として、全国安全週間（準備期間：6月1日から6月30日まで、本週間：7月1日から7月7日まで）を実施します。

この期間に向け、関係団体等に協力を依頼するとともに、この期間において、東京産業安全衛生大会の開催、局長パトロール、建設現場に対する集中指導など、様々な労働災害防止に関する取組を行います。

【全国安全週間について（別添1（実施要綱）参照）】

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働ける職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく施策を着実な推進が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められることから、以下のスローガンの下で取り組みます。

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

東京労働局では、以下に取り組めます。

【取組概要】

1 第22回東京産業安全衛生大会の開催（別添2参照）

（1）開催日時

7月6日（月）13：30～17：00

（2）開催場所（集合形式での開催）

一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）

（3）内容

①安全衛生表彰

②事例発表1

「銀座線渋谷駅9年工事 無災害を支えた安全管理」

東急・清水・鹿島建設工事共同企業体

（仮称）銀座線渋谷駅明治通り工区土木工事

東急建設株式会社 土木事業本部 武内啓太郎

③事例発表2

「オリジナル体操と体カテストを活用した転倒災害防止の取組（仮）」

三菱ケミカル株式会社 人事部健康支援グループ

産業医 岡本春美

④特別講演

「（仮題）新しい安全の思想～協調安全～」

一般社団法人セーフティグローバル推進機構 名誉会長

明治大学 顧問 名誉教授

公益財団法人鉄道総合技術研究所 会長 向殿政男

2 関係団体等に対する協力依頼（別添3参照）

全国安全週間の実施に伴い、関係団体及び地方公共団体延べ177機関に対し、傘下事業場等に対する周知等協力を依頼しました。

3 パトロール等の実施（取材対応が可能です。）

（1）局長パトロールの実施（7月3日午後予定）

（2）「TOKYO小売業SAFE協議会」（視察型）の開催（6月25日午後予定）

※ 上記（1）及び（2）の詳細は決まり次第改めてお知らせいたします。

4 建設現場に対する集中指導の実施

各労働基準監督署では、本期間中に建設現場に対し集中指導を行います。

別添資料

- 1 令和8年度全国安全週間実施要綱
- 2 第22回東京産業安全衛生大会（リーフレット）
- 3 令和8年度全国安全週間の実施に伴う各関係団体の長宛て協力依頼文書
- 4 職場の「熱中症」を防ごう！（リーフレット）
- 5 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（リーフレット）

令和 8 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 99 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業 4 日以上之死傷災害は平成 21 年以降、増加傾向が継続している。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 4 年目となる令和 8 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 8 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場等

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特성에応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等

- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢者に対する労働災害防止対策

- 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施

③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策

- 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策

- 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化

⑤ 特定自主検査の適正な実施

- ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
- イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
- ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施

⑥ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

⑦ 熱中症予防対策

- ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
- ウ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特

に重点的に取り組むこと

⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他、個人事業者等が上記 10（1）～10（3）⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

第22回 Safe Work TOKYO 2026 東京産業安全衛生大会

第14次労働災害防止計画推進中



トップが発信！ みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」

参加費無料

安全衛生表彰

事例発表

- 銀座線渋谷駅9年工事
無災害を支えた安全管理
東急・清水・鹿島建設工事共同企業体
銀座線渋谷駅明治通り工区土木工事
東急建設株式会社 土木事業本部
- オリジナル体操と体カテストを活用
した転倒災害防止の取り組み
三菱ケミカル株式会社

日時

令和8年

7/6 月
13:30~17:00

場所

一ツ橋ホール

東京都千代田区一ツ橋2-6-2

特別講演

新しい安全の思想～協調安全～

一般社団法人セーフティグローバル推進機構 名誉会長
明治大学 顧問 名誉教授
公益財団法人鉄道総合技術研究所会長

向殿 政男

主催：東京労働局 各労働基準監督署（支署）
公益社団法人東京労働基準協会連合会 各地区労働基準協会

協賛：（一社）東京経営者協会 日本労働組合総連合会東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部
林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部 （一社）日本ボイラ協会東京支部 （一社）日本クレーン協会東京支部
（公社）ボイラ・クレーン安全協会東京事務所 （公社）建設荷役車両安全技術協会東京都支部
東京都社会保険労務士会 （独）労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター

後援：東京都 特別区長会 東京都市長会 東京都町村会

申込先

公益社団法人 東京労働基準協会連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL 03-6380-8305



<https://www.toukiren.or.jp/tokyoanei2026.html>

申込みは、Webでお願いします。

ご記入頂いた個人情報につきましては、本大会の的確な実施のために使用するもので、これ以外の目的には使用しません。

プログラム

① 主催者挨拶

東京労働局長
公益社団法人東京労働基準協会連合会会長

② 来賓祝辞

東京都産業労働局長
中央労働災害防止協会理事長
一般社団法人東京経営者協会会長
日本労働組合総連合会東京都連合会会長

③ 安全衛生表彰

〈休憩〉

④ 事例発表

「銀座線渋谷駅9年工事 無災害を支えた安全管理」

東急・清水・鹿島建設工事共同企業体
銀座線渋谷駅明治通り工区土木工事
東急建設株式会社 土木事業本部

武内 啓太郎

「オリジナル体操と体力テストを活用した転倒災害防止の取り組み」

三菱ケミカル株式会社
人事部健康支援グループ
産業医 岡本 春美

⑤ 特別講演

「新しい安全の思想～協調安全～」

一般社団法人セーフティグローバル推進機構
名誉会長

明治大学 顧問 名誉教授

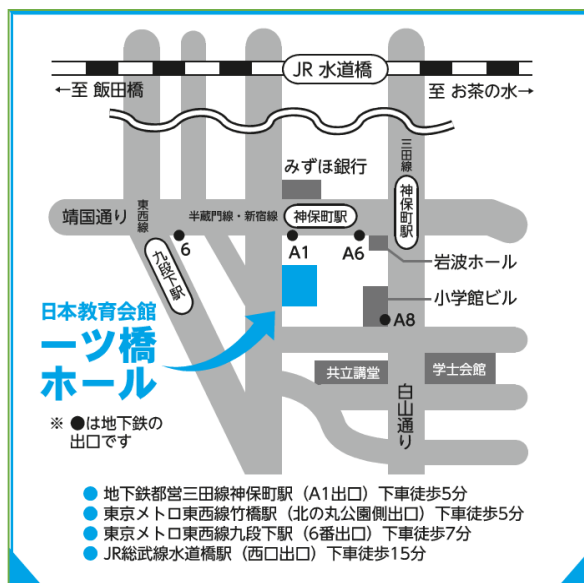
公益財団法人鉄道総合技術研究所 会長

向殿 政男

⑥ 大会宣言

公益社団法人東京労働基準協会連合会専務理事

会場案内



東労発基 0427 第 10 号
令和 8 年 4 月 27 日

関係団体の長 殿

東京労働局長

令和 8 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

平素から、労働災害の防止につきまして、格別の御協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しています。

本年も、別添の「令和 8 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、7 月 1 日から 7 月 7 日までを安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この週間の趣旨を御理解いただき、別紙を関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では **1年間で1万人** を超える方が労働災害に被災しています。
労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

☑経営トップの安全衛生方針の発信が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要がありますので、経営トップが方針を表明し職場の安全衛生に対する意識や取組を確認しましょう。

☑安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等の設置が義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発に取り組みましょう。

☑職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務です。

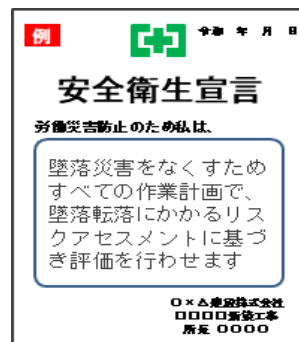
職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善しましょう。

☑労働者一人一人に対する安全衛生の意識啓発をお願いします！

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者一人一人の安全意識が重要となる労働災害が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が、危険性を事前に認知することも重要です。

このため、労働者一人一人に対し、事業場内の設備、作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発に取り組みましょう。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！



トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」



東京労働局・労働基準監督署



東京労働局【公式X】

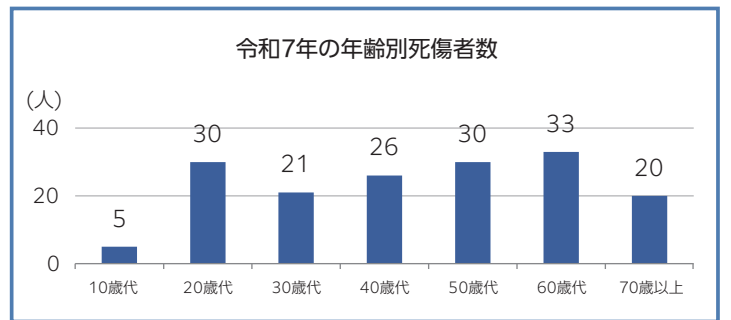
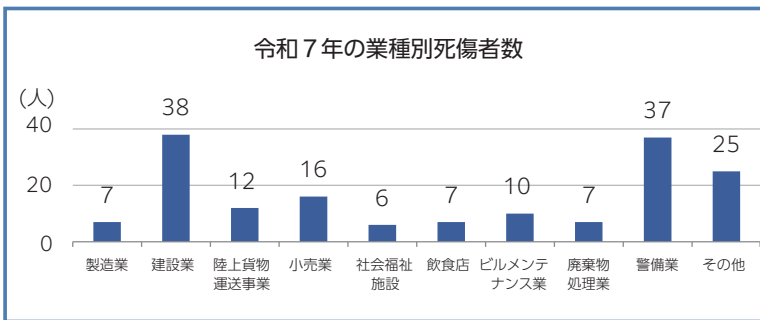
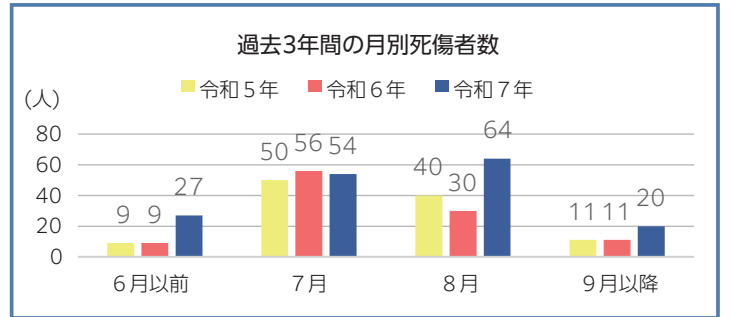
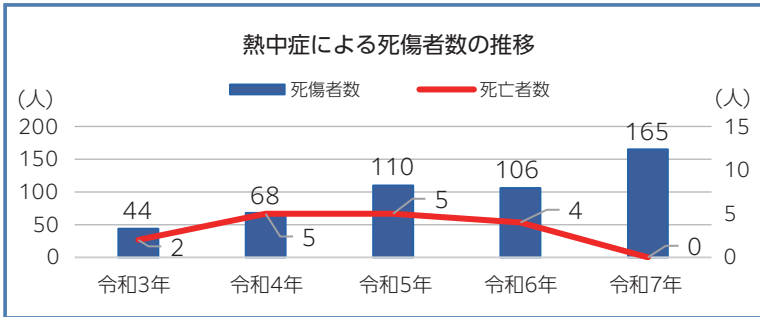
職場の「熱中症」を防ごう！

～引き続き熱中症対策に心がけてください～



東京労働局管内の熱中症による労働災害の発生状況

令和7年の死傷者数は、統計開始以降最多となっています。



熱中症対策にご活用ください

厚生労働省では、毎年5月から9月までの間「stop! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。

職場における熱中症予防情報 (ポータルサイト)

暑さ指数の実況と予測 | 暑さ指数の計算方法

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

教育・研修用動画

動画で学ぶ熱中症予防対策 | 自分でできる熱中症予防

ロゴマークシール

エイジフレンドリー補助金

高齢労働者を雇用し、対象の労働者が補助対象の業務に就いている場合は、労働災害防止に要する経費の一部を補助する制度となります。

専門講師が解説する講習動画 | スポーツ活動中熱中症予防

応急手当カード



東京労働局・労働基準監督署

～トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



令和7年の東京労働局管内の熱中症災害事例

業種	年齢	休業日数	労働災害の概要	熱中症予防対策（例） 下の表もご確認ください。
建設業	60歳代	14日	前日から外構工事作業に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等の意見を踏まえた就業上の配慮（11） ・ 健康状態の確認（13）など
			朝から体調が優れず、午前9時頃に早退したところ、帰宅途中で体調が悪化し、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有していた。	
警備業	20歳代	7日	朝から建設現場での交通誘導警備業務に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑熱順化への対応（7） ・ 健康状態の確認（13）など
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。フルタイム勤務でないことなど暑熱順化ができていなかった。	
飲食店	20歳代	27日	厨房内での揚げ物の調理に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数の把握と評価（1） ・ 暑さ指数の低減（スポットクーラーの設置等）（4）など
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。エアコンが設置されていたが、フライヤー付近は高温であった。	
廃棄物処理業	30歳代	7日	工場内で廃棄物の選別作業に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機の増設（4） ・ ファン付き作業服の稼働状況等の確認（13）など
			ファン付き作業服のバッテリーが切れた状態で作業に従事したところ、工場内で倒れたため、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。送風機の設置台数が作業空間に対して不足していた。	

職場における熱中症対策及び重篤化の防止

(1) 暑さ指数の把握と評価	JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を把握し、WBGT基準値に照らし評価すること。
(2) リスクアセスメント	リスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置を検討すること。
(3) 労働衛生管理体制の確立	事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、熱中症予防対策を検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。
(4) 暑さ指数の低減	設備的対策等により暑さ指数の低減に努めること。
(5) 休憩場所の整備	作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設けること。
(6) 作業時間の短縮等	作業の休止時間及び休憩時間を確保すること。また、必要に応じて作業場所を変更する等の対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。
(7) 暑熱順化	計画的に暑熱順化期間を設けること。また、作業開始前に暑熱順化の状況を確認し、必要に応じて配慮を行うこと。
(8) 水分と塩分の摂取	自覚症状の有無にかかわらず、水分と塩分を定期的に摂取させること。また、管理者は、作業中の巡視等により、定期的な水分と塩分の摂取の徹底を図ること。
(9) 服装等の見直し	透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。
(10) プレクーリング	深部体温を下げるため、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）等を摂取させること。
(11) 健康診断結果に基づく対応	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等の熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者には医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。
(12) 日常の健康管理	睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあることについて指導を行うこと。
(13) 健康状態の確認	作業開始前や作業中に健康状態の確認を行うこと。また、単独作業の場合はウェアラブルデバイスを導入する等の常に状況を確認する態勢を確保すること。
(14) 労働衛生教育	①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例について、教育を行うこと。
(15) 異常時の対応（重篤化の防止）	連絡体制や対応手順等を作成し、関係作業者に周知すること。また、本人や周りが異変を感じたら、対応手順等に基づき対応すること。

東京労働局ホームページ内の熱中症予防対策のページに管内事業場の取組事例などを掲載しております。また、東京労働局公式X及び「公式YouTubeチャンネル」でも各種情報を発信しています。



東京労働局 HP



公式 X



公式 YouTube

不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP

1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP

2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請